

収 入
印 紙

物件番号 1

市 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

売出人 枚方市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）は、次の条項により市有財産売買契約（以下「本売買契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に本売買契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 甲は、別紙に記載の売買物件（以下「本物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は売買代金を支払ってこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第 3 条 前条の売買代金は、金 円とする。
うち、土地代金は、金 円とし、建物代金は金 円
（うち消費税は金 円）とする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、契約保証金として、金 円以上を本売買契約締結と同時に甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、売買代金完納後必要な事務処理期間を経て、速やかに還付する。ただし、売買代金の一部に充当することもできる。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

4 乙が次条に定める義務を履行しないときは、第 1 項に規定する契約保証金は甲に帰属する。
乙の責めに帰すべき事由により、本売買契約が無効若しくは履行不能となったとき又は本売買契約が解除されたときも同様とする。

(売買代金の支払い)

第5条 乙は、第3条の売買代金を甲が指定する期日に、甲の発行する所定の納入通知書により、その指定する場所において甲に支払わなければならない。

(遅延損害金)

第6条 乙は、前条の売買代金の支払いをその期日までに行わなかったときは、その納付期日の翌日から完納の日までの日数に応じ、第3条の売買代金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第7条 本物件の所有権は、売買代金（前条の遅延損害金がある場合は、これを含む。）が完納された時に、甲から乙に移転するものとする。

(所有権移転登記)

第8条 甲は、前条により本物件の所有権が移転した後、乙に対する所有権移転登記の嘱託登記手続を行うものとし、乙は、これに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。

2 乙は、書類の作成に要する費用、登録免許税その他前項の所有権移転登記に係る一切の費用を負担する。

(本物件の引渡し)

第9条 甲は、第7条により本物件の所有権が移転した日、直ちに本物件を現状有姿で乙に引き渡すものとする。

(危険負担)

第10条 本売買契約締結の時から本物件の引渡しが完了するまでの間に、甲の責めに帰すことのできない事由により、本物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(物件調書記載内容の了承)

第11条 乙は、本物件が物件調書（「令和7年度枚方市区分所有建物の随時先着売払い実施要領」27頁から34頁まで）に記載の内容であることを了承したうえ、本物件を買い受けるもの

とする。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、本物件を現状有姿の状態で乙に売却するものとし、乙は、本売買契約締結後、本物件（付帯設備、造作物その他の本物件に存在する一切の動産を含むがこれに限られない。）が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが判明した場合でも、甲に対し本物件の追完（修補）請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求、本売買契約の解除その他一切の請求をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の消費者に該当する場合、乙は、次に掲げる本物件の追完（修補）請求、損害賠償請求又は本売買契約の解除をすることができる。この場合において、甲又は乙は相手方に対し協議を申し出ることができ、相手方は協議に応じるものとする。

(1) 本物件の追完（修補）請求は、契約不適合の補修に要する費用が売買代金を超過しないときに限りすることができる。この場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による補修をすることができる。

(2) 損害賠償請求は、契約不適合が本売買契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、売買代金を限度としてすることができる。

(3) 本売買契約の解除は、契約不適合により乙が本売買契約を締結した目的を達することができないときに限りすることができる。

(4) 契約不適合による売買代金の減額請求は、乙が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がない場合、不適合の程度に応じてすることができる。

3 前項の請求又は解除は、数量不足の場合を除き、引渡しの日から2年以内に乙が甲に対し契約不適合を通知した場合に限りすることができる。

4 乙が本売買契約締結時に契約不適合を知っていたとき又は契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2項の規定は適用しない。

5 前条の物件調書記載内容については、契約不適合に該当しない。

(禁止用途)

第13条 乙は第9条に規定する本物件の引き渡しの日から次に該当する行為をしてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第

- 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業のために使用すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用をすること。
- (3) 前 2 号のいずれかに該当する用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は本物件を貸し付けること。
- 2 乙は、本物件を第三者に譲渡する場合には、前項の内容を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定めに反する使用をさせてはならない。
- 3 乙は、前項の第三者が本物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前 2 項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。
- 4 乙は、本物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、本条第 1 項の定めに反する使用をさせてはならない。
- 5 乙は、前項の第三者が本物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、本条第 1 項及び第 4 項の内容を遵守させなければならない。
- 6 甲は、第 1 項から第 5 項に規定する事項について必要があると認めるときは、乙に対して履行状況を確認するため、立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料等の提出を求めることができる。
- 7 乙は、甲から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は遅延してはならない。

（契約の解除）

- 第 14 条 甲は、乙が本売買契約及び物件調書に定める義務を履行しないときは、本売買契約を解除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告をしないで本売買契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であ

るとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、前項の規定により本売買契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

4 乙は、甲が第2項の規定により本売買契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(違約金)

第15条 乙が第13条に定める義務に違反したとき又は甲が前条の規定により本売買契約を解除したときは、乙は、売買物件の売買代金の100分の5に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

2 第1項の違約金は第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金)

第16条 甲は、第14条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、返還する売買代金には利息を付さないものとする。

2 甲は、第14条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した本売買契約の費用等は返還しない。

3 甲は、第14条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が本物件に支出した一切の費用は償還しない。

(原状回復義務)

第17条 乙は、第14条の規定により本売買契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状で返還することができる。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本売買契約及び物件調書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第15条に定める違約金とは別に、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第20条 第8条第2項に規定する費用のほか、本売買契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(公租公課等)

第21条 所有権移転後における本物件に係る公租公課は、すべて乙の負担とする。

2 本物件に係る共益費、積立金、振興会費、ごみ処理負担金その他の管理費（以下「管理費等」という。）及び電気、ガス、水道料金（以下「光熱水費」という。）については、所有権移転の日までの分を甲が負担し、所有権移転の日の翌日以降の分を乙が負担する。ただし、所有権移転の日については、電気、ガス、水道を使用してはならない。

3 乙が第5条の売買代金の支払いを甲が指定する期日までに行わなかったときは、その期日の翌日以降の管理費等、光熱水費は乙が負担するものとする。

(諸規程の継承)

第22条 乙は、甲が負っていた、本物件を含むひらかたサンプラザ3号館の管理上の必要から枚方市街地開発株式会社が定めるひらかたサンプラザ管理規約その他の関係諸規程を遵守する義務を承継するものとする。

(相隣関係への配慮)

第23条 乙は、所有権を取得した本物件の使用にあたっては、十分な注意をもって物件を管理し、他の入居者その他の第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本売買契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 本売買契約に定めのない事項又は本売買契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(本契約の締結)

第26条 本売買契約は、枚方市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年枚方市条例第8号)第3条の規定により議会の可決を得た場合に本契約となる。

本売買契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記(署)名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人(甲) 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆 印

買受人(乙)

印

別紙

売買の目的物の表示（登記簿の記録などによる）

物件番号 1 専有建物 1（202号室）

建 物	一棟の建物の表示			
	名 称	ひらかたサンプラザ 3 号館		
	所 在	枚方市岡東町 7 5 3 番地		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 5 階建		
	床面積	1 階	1 4 8 8 . 9 1 m ²	
		2 階	1 7 3 6 . 0 1 m ²	
		3 階	1 7 3 6 . 0 1 m ²	
		4 階	1 7 3 6 . 0 1 m ²	
		5 階	1 7 3 6 . 0 1 m ²	
		地下 1 階	1 6 1 3 . 0 1 m ²	
	専有部分の表示（2 階 2 0 2 号）			
家屋番号	岡東町 7 5 3 番の 7	建物の名称	ひらかたサンプラザ 3 号館 2 0 2 号	
種 類	店舗	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建	
床面積	2 階部分 3 3 7 . 0 2 m ²			
土 地	所 在	枚方市岡東町	地 番	7 5 3 番
	地 目	宅地	地 積	2 , 0 7 5 . 6 5 m ²
	敷地権たる旨の 登記の有無	無		
	共有持分	1 0 0 万分の 1 3 8 7 5 7 の一部		
	管理規約による 敷地持分割合	1 0 0 万分の 5 6 1 0 3		

収 入
印 紙

物件番号 2

市 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

売出人 枚方市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）は、次の条項により市有財産売買契約（以下「本売買契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に本売買契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 甲は、別紙に記載の売買物件（以下「本物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は売買代金を支払ってこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第 3 条 前条の売買代金は、金 円とする。
うち、土地代金は、金 円とし、建物代金は金 円
（うち消費税は金 円）とする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、契約保証金として、金 円以上を本売買契約締結と同時に甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、売買代金完納後必要な事務処理期間を経て、速やかに還付する。ただし、売買代金の一部に充当することもできる。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。
- 4 乙が次条に定める義務を履行しないときは、第 1 項に規定する契約保証金は甲に帰属する。
乙の責めに帰すべき事由により、本売買契約が無効若しくは履行不能となったとき又は本売買契約が解除されたときも同様とする。

(売買代金の支払い)

第5条 乙は、第3条の売買代金を甲が指定する期日に、甲の発行する所定の納入通知書により、その指定する場所において甲に支払わなければならない。

(遅延損害金)

第6条 乙は、前条の売買代金の支払いをその期日までに行わなかったときは、その納付期日の翌日から完納の日までの日数に応じ、第3条の売買代金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第7条 本物件の所有権は、売買代金（前条の遅延損害金がある場合は、これを含む。）が完納された時に、甲から乙に移転するものとする。

(所有権移転登記)

第8条 甲は、前条により本物件の所有権が移転した後、乙に対する所有権移転登記の嘱託登記手続を行うものとし、乙は、これに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。

2 乙は、書類の作成に要する費用、登録免許税その他前項の所有権移転登記に係る一切の費用を負担する。

(本物件の引渡し)

第9条 甲は、第7条により本物件の所有権が移転した日、直ちに本物件を現状有姿で乙に引き渡すものとする。

(危険負担)

第10条 本売買契約締結の時から本物件の引渡し完了するまでの間に、甲の責めに帰すことのできない事由により、本物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(物件調書記載内容の了承)

第11条 乙は、本物件が物件調書（「令和7年度枚方市区分所有建物の随時先着売払い実施要領」35頁から52頁まで）に記載の内容であることを了承したうえ、本物件を買い受けるもの

とする。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、本物件を現状有姿の状態で乙に売却するものとし、乙は、本売買契約締結後、本物件（付帯設備、造作物その他の本物件に存在する一切の動産を含むがこれに限られない。）が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが判明した場合でも、甲に対し本物件の追完（修補）請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求、本売買契約の解除その他一切の請求をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の消費者に該当する場合、乙は、次に掲げる本物件の追完（修補）請求、損害賠償請求又は本売買契約の解除をすることができる。この場合において、甲又は乙は相手方に対し協議を申し出ることができる。相手方は協議に応じるものとする。

(1) 本物件の追完（修補）請求は、契約不適合の補修に要する費用が売買代金を超過しないときに限りすることができる。この場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による補修をすることができる。

(2) 損害賠償請求は、契約不適合が本売買契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、売買代金を限度としてすることができる。

(3) 本売買契約の解除は、契約不適合により乙が本売買契約を締結した目的を達することができないときに限りすることができる。

(4) 契約不適合による売買代金の減額請求は、乙が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がない場合、不適合の程度に応じてすることができる。

3 前項の請求又は解除は、数量不足の場合を除き、引渡しの日から2年以内に乙が甲に対し契約不適合を通知した場合に限りすることができる。

4 乙が本売買契約締結時に契約不適合を知っていたとき又は契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2項の規定は適用しない。

5 前条の物件調書記載内容については、契約不適合に該当しない。

(禁止用途)

第13条 乙は第9条に規定する本物件の引き渡しの日から次に該当する行為をしてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第

- 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業のために使用すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用をすること。
- (3) 前 2 号のいずれかに該当する用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は本物件を貸し付けること。
- 2 乙は、本物件を第三者に譲渡する場合には、前項の内容を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定めに反する使用をさせてはならない。
- 3 乙は、前項の第三者が本物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前 2 項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。
- 4 乙は、本物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、本条第 1 項の定めに反する使用をさせてはならない。
- 5 乙は、前項の第三者が本物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、本条第 1 項及び第 4 項の内容を遵守させなければならない。
- 6 甲は、第 1 項から第 5 項に規定する事項について必要があると認めるときは、乙に対して履行状況を確認するため、立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料等の提出を求めることができる。
- 7 乙は、甲から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は遅延してはならない。

（契約の解除）

- 第 14 条 甲は、乙が本売買契約及び物件調書に定める義務を履行しないときは、本売買契約を解除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告をしないで本売買契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であ

るとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本売買契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

4 乙は、甲が第2項の規定により本売買契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(違約金)

第15条 乙が第13条に定める義務に違反したとき又は甲が前条の規定により本売買契約を解除したときは、乙は、売買物件の売買代金の100分の5に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

2 第1項の違約金は第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金)

第16条 甲は、第14条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、返還する売買代金には利息を付さないものとする。

2 甲は、第14条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した本売買契約の費用等は返還しない。

3 甲は、第14条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が本物件に支出した一切の費用は償還しない。

(原状回復義務)

第17条 乙は、第14条の規定により本売買契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状で返還することができる。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本売買契約及び物件調書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第15条に定める違約金とは別に、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第20条 第8条第2項に規定する費用のほか、本売買契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(公租公課等)

第21条 所有権移転後における本物件に係る公租公課は、すべて乙の負担とする。

2 本物件に係る共益費、積立金、振興会費、ごみ処理負担金その他の管理費（以下「管理費等」という。）及び電気、ガス、水道料金（以下「光熱水費」という。）については、所有権移転の日までの分を甲が負担し、所有権移転の日の翌日以降の分を乙が負担する。ただし、所有権移転の日については、電気、ガス、水道を使用してはならない。

3 乙が第5条の売買代金の支払いを甲が指定する期日までに行わなかったときは、その期日の翌日以降の管理費等、光熱水費は乙が負担するものとする。

(諸規程の継承)

第22条 乙は、甲が負っていた、本物件を含むひらかたサンプラザ3号館の管理上の必要から枚方市街地開発株式会社が定めるひらかたサンプラザ管理規約その他の関係諸規程を遵守する義務を承継するものとする。

(相隣関係への配慮)

第23条 乙は、所有権を取得した本物件の使用にあたっては、十分な注意をもって物件を管理し、他の入居者その他の第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本売買契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 本売買契約に定めのない事項又は本売買契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本売買契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記(署)名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人(甲) 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆 印

買受人(乙)

印

別紙

売買の目的物の表示（登記簿の記録などによる）

物件番号 2 専有建物 1（508号室）・専有建物 2（501号室）・専有建物 3（502号室）

建 物	一 棟 の 建 物 の 表 示				
	名 称		ひらかたサンプラザ 3 号館		
	所 在		枚方市岡東町 7 5 3 番地		
	構 造		鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 5 階建		
	床面積		1 階	1 4 8 8 . 9 1 m ²	
			2 階	1 7 3 6 . 0 1 m ²	
			3 階	1 7 3 6 . 0 1 m ²	
			4 階	1 7 3 6 . 0 1 m ²	
			5 階	1 7 3 6 . 0 1 m ²	
			地下 1 階	1 6 1 3 . 0 1 m ²	
	①専有部分の表示（5階 5 0 8 号）				
	家屋番号		岡東町 7 5 3 番の 2 5	建物の名称	ひらかたサンプラザ 3 号館 5 0 8 号
	種 類		集会所	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建
	床面積		5 階部分 4 7 5 . 9 5 m ²		
	②専有部分の表示（5階 5 0 1 号）				
	家屋番号		岡東町 7 5 3 番の 2 6	建物の名称	ひらかたサンプラザ 3 号館 5 0 1 号
	種 類		店舗	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建
床面積		5 階部分 5 2 . 6 5 m ²			
③専有部分の表示（5階 5 0 2 号）					
家屋番号		岡東町 7 5 3 番の 2 7	建物の名称	ひらかたサンプラザ 3 号館 5 0 2 号	
種 類		事務所	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建	
床面積		5 階部分 2 7 3 . 3 2 m ²			
土 地	所 在		枚方市岡東町	地 番	7 5 3 番
	地 目		宅地	地 積	2 , 0 7 5 . 6 5 m ²
	敷地権たる旨の 登記の有無		①（5 0 8 号）無		
			②（5 0 1 号）無		
			③（5 0 2 号）無		
	共有持分		1 0 0 万分の 1 3 8 7 5 7 の一部		
	管理規約による 敷地持分割合		①（5 0 8 号）1 0 0 万分の 4 9 0 5 6		
			②（5 0 1 号）1 0 0 万分の 5 4 2 7		
③（5 0 2 号）1 0 0 万分の 2 8 1 7 1					